

魚津市告示第139号

魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 国の観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業（以下「国庫補助事業」という。）のうち、宿泊施設の高付加価値化改修、観光施設の改修及び廃屋の撤去を行う事業をいう。

(2) 補助対象事業者 国庫補助事業の交付決定を受け、補助事業を実施する者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、補助金の交付対象外とする。

(1) 国庫補助事業の交付決定を受けない場合又は交付決定が取り消された場合

(2) 市の他の補助金を現に受けて実施している場合又は市の他の補助金を受けて実施する予定である場合

(3) 魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第3条に規定する者が市税等を完納していない場合（補助対象経費、補助率等）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
宿泊施設の高付加価値化改修に要する費用	補助対象経費の10分の1以内	国庫補助事業の限度額の5分の1以内。ただし、国庫補助事業の補助率を3分の2としている場合は、20分の3以内
観光施設の改修に要する費用	補助対象経費の6分の1以内	国庫補助事業の限度額の3分の1以内
廃屋の撤去に要する費用	補助対象経費の3分の1以内	国庫補助事業の限度額の3分の2以内

備考 補助対象経費については、国庫補助事業の対象経費に準ずる。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国庫補助事業交付決定通知書の写し
- (2) 国庫補助事業交付申請書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 第3条第3号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

(交付条件)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者が、前項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けよう

とするとき、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 補助事業者の変更
- （2） 事業内容の変更
- （3） 事業費を20%以上の変更

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 国庫補助事業補助金の額の確定通知書の写し
- （2） 国庫補助事業補助金の実績報告書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金額の確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（財産の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が50万円以上の機械及び器具を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を勘案して国土交通大臣が別に定める期間を経過する前に、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し又は廃棄（以下「処分」という。）する場合には、あらかじめ魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業財産処分申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、内容を審査し、補助事業者に対して魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業財産処分承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 補助事業者が前項の規定による承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は補助事業者に対してその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(遡及適用に関する読替え)

2 国庫補助事業の交付決定日からこの告示の公表の日までに実施し、かつ、完了した事業について補助金の交付を受けようとする場合には、第5条中「あらかじめ」とあるのは「この告示の公表後速やかに」と、第9条中「事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日」とあるのは「補助金の交付の決定のあった日から起算して14日を経過する日」と読み替えるものとする。

3 国庫補助事業の交付決定日からこの告示の公表の日までに実施し、かつ

、完了していない事業について補助金の交付を受けようとする場合には、第5条中「あらかじめ」とあるのは「この告示の公表後速やかに」と読み替えるものとする。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第12条から第16条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金交付申請書

年度において、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金の交付を受けたいので、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 国庫補助事業交付決定通知書の写し
- (2) 国庫補助事業交付申請書類の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

住 所  
氏 名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市地域一体と  
なった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金については、魚  
津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金  
交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。  
（交付しません。）

2 交付決定額 金 円

（交付しない理由）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市地域一体とな  
った観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金の交付決定の通知  
があった魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事  
業については、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、魚津市地域一体  
となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付要綱第7  
条第2項の規定により申請します。

- 1 変更の内容
  
- 2 変更（中止・廃止）の理由
  
- 3 補助申請金額（事業計画の変更の場合のみ）  
（変更前）金 円  
（変更後）金 円
  
- 4 関係書類



様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市地域一体とな  
った観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金の交付決定の通知  
があった魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事  
業費補助金について、魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高  
付加価値化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係  
書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 国庫補助事業補助金の額の確定通知書の写し
- 2 国庫補助事業補助金の実績報告書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）  
魚津市指令 第 号

住 所  
氏 名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市地域一体となった観光  
地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金については、魚津市地域一  
体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金交付要綱第  
10条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長



様式第 6 号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名

印

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業費補助金請求書

月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市地  
域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金につい  
て、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普 通 2 当 座 3 その他 ( )	口座番号						

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
氏名

（法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名）

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業財産処分申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費補助金により取得した財産について、下記により処分したいので申請します。

記

1 処分しようとする財産の種類等

財産等の種類	財産等の名称	形式	数量	取得価格（円）		取得年月日	残存価格（円）		処分方法
				単価	金額		単価	金額	

2 処分を必要とする理由

様式第 8 号 (第 15 条関係)  
魚津市指令 第 号

住 所  
氏 名

(法人の場合は、所在地、団体名及び代表者名)

年度魚津市地域一体となった観光地・観光産業の再生・  
高付加価値化事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市地域一体となった観光  
地・観光産業の再生・高付加価値化事業に係る財産処分については、下記の  
とおり承認しますので通知します。

記

1 処分を承認する財産の一覧

財産等の種類	財産等の名称	形式	数量

2 返還を必要とする金額 金 円

3 補助金の返還期限 年 月 日

年 月 日

魚津市長

